

※③の続き

(3) 一部屋補強等の耐震補強工事

◎高さ1.5m以上の家具を固定する工事を併せて実施

◎啓発活動（のぼり旗設置）

◎県登録の施工者等が施工

【補助金額】

補助対象工事費の5分の4以内（最大60万円）を補助します。

④ 耐震シェルター設置支援

耐震シェルターを設置する場合に工事費用を補助します。

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断された住宅

◎現在居住している住宅（改修後居住する予定の住宅も含む）

◎高さ1.5m以上の家具を固定する工事を併せて実施

◎啓発活動（のぼり旗設置など）

◎県登録の施工者等が施工

【補助金額】

補助対象工事費の5分の4以内（最大80万円）を補助します。

⑤ 住宅の住替え支援事業

耐震性のない木造住宅からの建替えや住替えに伴う除却費用を補助します。

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎市が指定する木造住宅耐震診断で、上部構造評点が0.7未満と診断された住宅

◎現在居住している住宅

◎住宅の全てを除却する工事

【補助金額】

補助対象経費の5分の2以内（最大30万円）を補助します。

参照

※インシカル消費とは

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動すること

例：県産材の利用や低コスト工法を採用することによる廃棄物の削減など

②⑤ 補助要件共通事項

②⑤の支援制度はいずれも、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎補助金の交付決定後に着手し、令和2年2月28日（金）までに、市住宅課に完了実績報告書を提出できる工事であること。

◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと。

※応募が予定件数を超える場合は、申込先着順とさせていただきます。

【受付期限】 令和元年11月29日（金） ※土日祝日は除く

民間建築物耐震化支援事業 木造住宅以外の建築物の 耐震診断・耐震改修への助成

昭和56年5月31日以前に着工したもので、次のような民間建築物が対象です。

- ・特定建築物（病院やマンションなど）
- ・地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの
- ・市が緊急一時避難所に指定したもの

【受付期限】

令和元年9月30日（月）まで

※土日祝日は除く



【お問い合わせ・申込先】

市住宅課（市役所2階）

☎ 32・2120 / FAX 32・7800

Mail: juutaku@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

申請手続きが簡略

※木造住宅の耐震診断申込から工事完了までの補助申請をワンストップで行える制度「住まいの耐震改修支援パック」により、申請手続きなどが簡略化できます。詳しくは、市住宅課までお問い合わせください。